人事院規則九―五五―一四五

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）	一級地
	（削る）	（削る）	
	（削る）	（削る）	
	（略）	（略）	
	（削る）	（削る）	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）
長野県	（略）	（略）	（略）
	木曽郡木曽町開田高原末川二七三四の五	木曽森林管理署開田森林事務所	二級地
	（略）	（略）	（略）
岐阜県	（略）	（略）	（略）
	木曽郡大桑村大字須原一〇五八の一	木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所	一級地
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	大野郡白川村大字鳩谷字北長四三三の一	飛騨森林管理署白川森林事務所	二級地
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	釧路市阿寒町阿寒湖温泉五の五の一九	根釧西部森林管理署阿寒湖畔森林事務所	一級地
	夕張市紅葉山国有林	空知森林管理署沼の沢森林事務所	
	夕張市紅葉山国有林	空知森林管理署紅葉山森林事務所	
	（略）	（略）	
	川上郡弟子屈町川湯温泉一の八の一〇の二	根釧西部森林管理署川湯森林事務所	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）
長野県	（略）	（略）	（略）
	木曽郡木曽町開田高原末川二七三四の六	木曽森林管理署開田森林事務所	二級地
	（略）	（略）	（略）
岐阜県	（略）	（略）	（略）
	木曽郡大桑村大字野尻一二三三の一	木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所	一級地
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	大野郡白川村大字鳩ヶ谷字北長四三三の一	飛騨森林管理署白川森林事務所	二級地
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）